

公益財団法人日本レスリング協会 利益相反ポリシー

第1 目的等

1. 公益財団法人日本レスリング協会（以下「当協会」という。）は、我が国におけるレスリングの統括団体として、レスリングを発展させることにより、国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的としている。

当該目的を達成するため、当協会は、公益財団法人として、次の事業（以下「本事業」という。）を行っている。

- (1) レスリング競技者への競技力向上施策事業
 - (2) レスリングの普及振興施策のための交流事業
 - (3) レスリングの知識と技術を習得・普及させるための事業及び能力の認定
 - (4) レスリングの競技規則・審判規程の研究と審判能力認定
 - (5) レスリングの競技用資器材の規格統制と改良
 - (6) レスリングに関する調査研究及び刊行物の発行
 - (7) その他本協会の目的を達成するための事業
2. 当協会は、本事業を推進するにあたり、当協会役職員、選手、指導者等の関係当事者（以下「協会役職員等」という。）と当協会との間で生じ得る利益相反行為を以下のように適正に管理する。
 - (1) 当協会は、当協会役職員等が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
 - (2) 当協会は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを当協会役職員等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
 - (3) 当協会は、当協会役職員等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

第2 利益相反取引該当性

当協会では、当協会が当協会と取引を行う者（以下「取引相手」という。）との取引において、別途利益相反規程にて定める取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）による審議対象とする。

第3 利益相反の判断基準

1. 当協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合、委員会は、当協会としてこれを許容できないものと判断する。
2. 当協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、別途利益相反規程にて定めるものとする。

附則

1. 2020年12月20日制定

以上